

茨木中部スポーツ少年団 父母会規約

(名称)

第 1 条 この会は、茨木中部スポーツ少年団 父母会（以下「父母会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 父母会は、大阪茨木道院の指導員と連携し、茨木中部スポーツ少年団に所属する児童（以下「児童」という。）の健全育成、茨木中部スポーツ少年団における活動の充実及び父母会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(構成)

第 3 条 本会の会員は、茨木中部スポーツ少年団に所属する保護者をもって構成する。

(活動)

第 4 条 父母会は、第 2 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 児童の健全育成に関すること
- (2) 茨木中部スポーツ少年団における活動の充実及び父母会員相互の親睦の向上に関すること
- (3) 父母会の運営に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第 5 条 父母会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名を選出する
- (2) 必要に応じて、副会長 1 名を選出することができる
- (3) 会長は、父母会を代表し、父母会を総括する
- (4) 副会長は、会長に事故ある時は、その職務を代理し、父母会の書記を兼ねる
- (5) 会計については、会長または、副会長が会計事務を行う
- (6) 監査については、茨木道院の会計が監査する
- (7) 役員の任期は 1 年とし、途中交代の場合はその残任期間とする。ただし、再任を妨げない

(総会)

第 6 条 総会は、第 3 条に規定する会員で構成し年 1 回、会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき。

または、会員の 3 分の 1 以上の者から請求があったときは、その都度、招集をしなければならない。

(1) 総会の議長は、会長が執り行う

(2) 総会は、会員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する

(3) その他必要に応じ、会長が役員を招集することが出来る

(会計年度)

第 7 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。

(経費)

第 8 条 経費は、会費及びその他の収入をもって充当する。

(会費)

第 9 条 会費は、一世帯年額 5 0 0 円とする。徴収は、年度初めの 4 月にとりまとめ、会計に納入する。

(会計監査)

第 10 条 会計監査は、年 1 回以上会計監査を行い、総会において報告しなければならない。

(慶弔)

第 11 条 児童・会員の家族および指導員等に不幸のあった時、会長は、訃報案内と 次の各号の弔慰金を贈る。

(1) 児童本人・・・ 3 千円、供花または弔電

(2) その他、会長および茨木道院長が必要と認めたとき

(葬祭)

第 12 条 会員の葬祭について次のとおり申し合わせをし、会員相互が信義に則り厳守しなければならない。

(1) 葬儀の香典返し（茶の子） については、会員に対して省略するものとする

(その他)

第 13 条 茨木中部スポーツ少年団で作成している T シャツを入会時に購入し、大会や行事等で着用すること

(1) 拳士は白色の T シャツ（1 枚以上）、保護者 1 名は、黒色の T シャツ（1

枚以上)とする。

(附則)

この規約は、平成30年5月12日から施行する。

この規約は、令和2年6月15日から施行する。